

「雪玉集」定数歌考

伊 藤 敬

A Study on the "Fixed-Number Verses (Teishū-Ka)" in "Setu-Gyoku-Shū".

KEI ITÔ

要 旨

三条西実隆（一四四七～一五〇七）は、室町末期を代表する学者であり、文学者であり、歌人である。彼の私家集を雪玉集といい、広本として寛文十年（一七二〇）開版のものがある。所収歌数約七千五百。十八巻。巻一以下七までと巻十八が部立て、他の十一巻が定数歌集である。

その成立及び部立ての部分については、すでに稿をたて発表した。（国語国文研究三三号、昭和四十年三月、三条西実隆と和歌その二）今回ののはその定数歌の部分について、その詠出年月日を明らかにし、書誌的な基礎的研究を行なったものである。作業の結果、大半のものは解決した。

今後は、これまでの、雪玉集の成立、構成の研究成果の上になつて、実隆の歌の特質、中世人と和歌、室町期末和歌史の構築を行う予定である。

序 室町期末和歌史の一特色について

三世紀、二世紀半という間隔を置いて成立した、古今・新古今・新統古今の三勅撰和歌集は、和歌史の上での大きな屈折点をなすと考えられている。ところで、その最後の勅撰集となった新統古今和歌集（一四九六）以後の和歌史は、どのような歴史、変貌をたどったのであろうか。

心敬が「ひとりごと」のなかで、「まことに永享年中（一四三九～一四四九）の比までは、歌・連歌の名匠先達世に残りて、きら／＼しき会席所々に侍りしなり」と追慕した時代は、十五世紀の半ば過ぎに至つて、飛鳥井雅世（一四四〇）、冷泉持為（一四四四）、亮孝（一四五五）、そして正徹（一四五九）と、あいついで没することによつて、十五世紀後半と隔絶する。そこに、ある断層を生む。そして「此比世の中に歌道に入らぬ人なし。まことにさかりなる時なるぞや。先達語侍る。階級みだれ互にのゝしりあひ、猥雑したるありさま、一座のさはがしき、早出退散をこととしてあは／＼しき七歩の才、八疋の駒にむちをそへたるけしきに

て、誠に道の賢聖はしくこそ見え侍れ」（さゞめごと、岩波文庫中世歌論集）という時代に移行する。心敬の経験した地下人の世界と、今ここで取りあげようとする実隆ひいては公家歌壇とは同一ではないにしても、心敬の感慨は、よく當時を描いているとみてよいであらう。

寛正六年（一四六六）、文明十五年（一四七三）の、第二十二代勅撰編集、和歌打聞き、さらには、延徳元年（一四九二）に宗祇・実隆・榮雅の間にかわされた打聞き開始のことも、義尚（一四九二）・義政（一四九七）、そして榮雅（一四九七）とひきつづき變ずることにより、ついに結実しなかった。この十五世紀後半をもって、和歌史上の一転回点と私は考えている。

では、この時期を境として、どのような転回があったのか。もちろん、角度の大きいものではない。すでに内部にきざし、それが太くなり表面に出たものである。私は、定数歌・題詠の盛行、歌会・歌合せという場の消滅、和歌の生活化、加えて、連歌・聯句の興隆という四点を、考察の足がかりとしている。歌人の芸術意識や作品の芸術性、伝統と創造という点からの評価、つまり中世

末和歌の沈滞、そして衰退という見方とは別に、和歌の伝統や和歌自体が衰退したのではなく、作家の姿勢が変貌したのであり、その変貌の実態を把握することから始めなければならないと考えている。しかし、今ここでその四視点について多くを述べるわけにはいかないので、本稿の主たる内容である定数歌について、論をしばっていくこととする。

延徳元年（四六九）の九月、三条西実隆は九日からの着到にそなえて、百首題を飛鳥井雅親（栄雅）に依頼した。実隆にとって師の立ち場にある栄雅は、その返事を次のように書いた。

「自今日歌題事蒙仰候、百題事へ此間每人所好候歟。部分許にて被遊候者宜候。正治建仁建保以下常如此候歟。何様今日先立春御歌被遊候者可然候。依仰重可書進候也」

（実隆公記 延徳元・九）

このものいいの中には、正治・建仁・建保の新古今和歌集撰進前後に百首詠や定数歌が盛んになったこと、（これはまた、秋篠月清集・拾玉集・拾遺愚草・壬二集など、当時の家集をみてもわかることである）そして、此間はまたそれが盛んであることが語られている。最近刊行された、和歌史研究会編「私家集伝本書目」（明治書院）を一覧してみても、すぐ気づくことである。室町後期約百人の多くは、その定数歌集の作者であるゆえに名をとどめているといっている。

看聞御記によると、すでに「百日稽古」の名で九月九日からの百首詠が行なわれている。それが文明期にはいと、着到歌として、公私において盛んに詠ぜられる。さらには、着到そして百首ということでなく、五十首、三十首詠ということ、一夜百首ということが多くみえるようになる。この定数歌詠は今に始まることではないが、次に述べる歌会の消長とあいまって、当時の公私の歌の場は、おのれが家にいての題詠ひとすじであり、ほとんどが統歌、着到の形式で詠じられたものであることに注意しなければならない。懐紙・短冊による詠進がとり重ねられ、着到歌が季節などの分類ごとに整理されて、勅点を始めとする権威者の合点の結果に喜憂する、あるいはみずからの歌を自歌合せとして判を得ることを望んだり、数多くの法楽歌を詠ずる、こうして当時の歌書が定数歌集として後世に伝わったのである。

親長は、興味ある次のような話を書いている。

「仰云、可有和歌御張行、題三首、同題可然歟、誠可有其興之由申之。郭公歟、雨中郭公歟、雨中有興之由申了、原夏草、恋歟、雑歟、雑可然之由申、彼是有御扱、後予可計之由有仰、……」（親長卿記文明四・廿）

歌題はこうして定められ、これによって廷臣が詠歌する。そして、「昨日当座今日可寄書之由有仰、清書之、点事被申室町殿了、及晩被加点被進了」（同四・廿）となり、「書付名字了、又室町殿可拝見之由被申之」となる。無記名の点取り競争である。だから名を現わして合点が多ければ「頗高名歎悦無極者也」（実隆公記、文明四・廿）のようになり、無点の時は「予歌無点無念之由於御前申之、次申云、今一度可有御張行、存無念之由申」て、老若二十人ずつの對抗で詠歌し、今度は雅親の合点を得たら「予歌無点云々、但老衆方勝云々」（親長卿記、文明六・後五・廿）と、せめて味方の勝利を喜ぶこととなる。

しかし、宮廷でこうした歌会が行なわれ、親長が家の月次会を続けたり、褒貶歌合せを記録にみえるだけでも文明十年前後の八年間で十度近くもったにしても、披露を伴う、集会としての歌会は次第に少なくなっていく。文明十三年、義尚の奏で月次御会が再興されたが（親長卿記正・七、実隆公記正・四）懐紙詠進のためであった。前年の八月十五夜公宴も、短冊をあらかじめの題によって詠進、「抑月夕空難點（黙カ）止之間可有御会之由昨夜内々被仰下之間、西下刻参内」したが、それは連歌御会であった。（公記八・廿）その一方において、文明十三年二月二十三日からの禁裏千句連歌御会が三日間にわたって行なわれ「抑洞中千句御会及度々歟、於禁中者頗未曾有歟、其例可尋。殊珍重珍重、筑波山道繁榮之条頗露盤君之惠者乎」（公記三・廿）と実隆をして書かしめるに至るのである。

文明十七年（四七五）を例にとると、歌会のこととはわずかに四回ほどで、正月七日の和歌会始は女房の会（お湯殿の上の日記）、二月二十五日は月次御連歌のあとの二十首当座、三月十六日は扇合御会のあとの和歌一首の披露、しかも「講頌無人、披露散々也」（公記）という状態であった。翌十八年三月四日の一首当座の会にも、

「講頌散々計会者也、此後可有猿桑之逸興之間以外被相宜其儀、仍反教以下……」

と記し、続いて「地下歌舞小児尽其妙、言語道断無比類、諸人感慨無極」（公記）と実隆は書いている。このようにして公での歌会とは、一か月平均五回前後張行された、連歌や和漢さらには聯句の会、そして今あげた猿楽などによって追いやられたのである。実隆は、個人としての会にも文明十七年度は三回、それに対し懐紙詠進は十二回もあり、そして九月九日からは、独吟と宮御方での着到百首とを行なうのである。

こうした背景の中で、さらには武家や地下人との交流の頻繁となる中で、実隆にみられるような詠歌の姿勢が普通となっていく。月次会詠進、着到歌、法楽歌、独吟定数歌の産出が、歌人の作歌生活となる。こうして、定数歌がその割合を高めていくのである。

説明や整理が不十分であるが、十五世紀後半から詠歌の場面が現象的に変貌したことの一つとして、歌合せや歌会の減少にともない、詠進歌、定数歌が多くなったことをあげてみたのである。

板本雪玉集（寛文十年板）十八冊が、そのうちの十一冊を定数歌としていること、月次御会や公武の会の詠進歌が部立てに類題化されているもの約三千首に對し、定数歌は四千首に及ぶこと、その説明のために定数歌産出の一面として以上のことを概観してみた。

いまだ、室町期末和歌史の研究は、その緒についたばかりの感がある。書誌的に、活字化はおろか、未整理のままといつてよい。前に、雪玉集の編さんに関する試論を述べたその続編として、以下に雪玉集の定数歌について、その詠出年次確認の作業結果を報告しようと思う。こうした書誌的なことは、それなりに意義があるかもしれないが、どのような視点、和歌史観から、こうした報告をするに至ったかを少しく述べて、序とするものである。

一、雪玉集所収の定数歌について

作業の結果を次に要約する。巻十七は異本のなかでもことに未詳が多いので、除いた。

1、イ、板本における詠出年月日の記入が正しいもの。百首歌十五種、五十首

以下二三種。

ロ、不正確であるもので確定したもの、百首歌五種、五十首以下一種。

ハ、年月日の記入のないもので、調査の結果確定できたもの。百首歌四種、五十首以下二〇種。

ニ、同じく記入のないもので、大体推定できるもの。百首歌一種、五十首以下三種。

ホ、未詳のまま。五十首以下三種。

2、定数歌数と総歌数。

百首歌、二五種。五十首以下、五〇種。（実隆のもののみ）
総歌数、四四八一首。

実隆の歌、三四二〇首。

実隆の重出歌七〇首。

他人の歌 九九一首。

3、未詳のもの、年次の幅のある推定ものを除いて、年号・年齢別によせる

と、
文明 二〇歳〜三二歳 四五〇首

長享 三三歳〜三四歳 〇首

延徳 三五歳〜三七歳 一一〇首

明応 三八歳〜四六歳 四三七首

文亀 四七歳〜四九歳 二七五首

永正 五〇歳〜六六歳 一五〇一首

大永 六七歳〜七三歳 一二六首

享禄 七四歳〜七七歳 一三〇首

天文 七八歳〜八三歳 一六九首

計三二九八首

二、定数歌詠出年次考

注 1、板本の所収順に従って、巻ごとに定数歌別の番号を付した。

2、イは、各定数歌の題、詞書。ロは、あと書き、奥書き。ともに年月日に関係するものととどめ、他は省筆した。

3、（ ）内の文字・数字は、調査結果判明したものである。

巻七

1、イ、百首 中納言入道宋世点

(文明十四・五年?)

聴雪集(内閣文庫)、逍遙院詠草(尊経閣)などにも「年月可尋記」となっているもの。飛鳥井雅康の出家は文明十四年二月、没年は永正六年。その間二十八年であるが、次の諸点からみて文明十四・五年のころと考えられる。

乱を避けていた鞍馬からの帰京後、実隆は雅親・雅康兄弟の指導をうけ、入門の誓紙を入れたのが文明七年二月であった。その間の交流は盛んで、実隆は手厚い指導をうけた。十四・五年ころからは合点の依頼をうけるようになり、義尚の和歌打聞きにも加わる。その一方では宗祇としげく往来し、ついに文龜元年の古今伝授にいたる。文龜・永正のころまでくだるのは不自然である。

雪玉集所収の他の百首歌は、部分的に年代順になっていて、多くは年次の記載、関係事項の注記がある。これにはそのすがすがしいことと、次の百首歌が文明十五年のものであることから、早い時期の、しかも次の百首に先だつものと考えられる。

公記は、文明十四年と、十五年の四・五・六月を欠く。この前後の百首歌を求めると、十五年九月二日からの着到が次の將軍家着到百首で、十六年と十七年の初めには百首詠の記事をみない。十七年三月三日以来の百首は親王御方の弘長百首題によるもの、十八年はなく、十九年三月三日以来は一字題の百首である。一方、文明十五年三月三日から家の着到を張行している記事がある。題が着到の字を冠していないので疑問が残るが、この合点を得たものか、もしくは、公記の欠けている文明十四年中のものかもしれない。

確証を得てないが、以上のように考えておきたい。

注 文明六年秋独吟百首(巻十六の1)の合点を雅康に依頼し、ひき続いて「百首題」を「為稽古所望」して九月九日から修業していることなど参照。(公記ハ・三・ハ・十四・九八・九六)

照。(公記ハ・三・ハ・十四・九八・九六)

2、イ、將軍家着到和歌 文明十五年卯自九月二日毎日至十月廿二日詠進之

着到和歌は、普通は三月三日か九月九日の佳節を期して始められるが、これは二日から毎日二首の五十日間、十月二十一日で終わった。義尚の和歌打聞き

が行なわれているところで、それに参仕した公武二十人が参加した。統群書類從(巻三三)所収。内閣文庫蔵本も、通秀・実隆・基綱・宗伊の四人分のみを収める。

なお、公記に「室町殿着到百首一昨日功一巻加清書進禪府御許、合点事今日申之(十・三)」とあるのによると、三条実量の合点を求めたようである。しかし、不幸にも翌翌二十五日に、実量は病にたおれ、間もなく薨する。(三・三六)この百首歌に合点のあとはない。

注○文明十二年、十三年の禁裏着到は、ともに九月一日から、という例もある。

○井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町前期」(三九ページ)。「群書解題」中の項目参照。

3、イ、家着到

(永正元年、自三月三日至五月十四日)

聴雪集などに「永正元三三已来」と記されている。公記に記載されている。(三・三、三十四)冷泉政為、為孝父子、基綱ら十人による千首和歌で、時に実隆は五十歳の春を迎えた。若菜の歌を次のように詠じている。

梓弓いそちのはるをかそへてもたれわかつためのわかな摘らん

4、イ、内裏着到

(永正二年、自三月三日至六月十四日)

聴雪集などに「永正二三以来」とある。公記と再昌草にも記載がある。政為・為孝・元長・済継ら十一人が参加した。

なお、内閣文庫蔵着到和歌(201146)、伊達文庫蔵(宮城県立図書館)の近代着到和歌によると、途中に詠歌の欠けている者がいる。全員が完詠しなかったふしがみられる。

巻八

1、イ、夏日詠百首和歌 勅点并冷泉重相政為卿点 題自撰文集句題

(永正三年、自三月三日至五月七日)

聴雪集などに「永正三」とある。公記は三月欠。五月七日の条に「入夜百首歌終功、自三月三日向題歌詠之也」とある。一日一首の着到形式をとらなかつ

た。独吟百首。

後柏原院と政為の両者の合点を得た。(公記三三、三六、再昌草三三ページ) これは勅点のものである。

歌題はすべて五文字。いつ撰んだかは公記が三月欠けていることもあって不明。勅点は三十六首。

2、イ、七百首題内七十首、三百三十首題内三十四首

ロ、右永正四廿(四年三月二十日)已来家着到七百首題并三百三十首題合百四十首十人各詠之云々(至七月四日)

「自今日着到和歌興行、禅林寺殿七百首題也」(三三)と公記にあり、政為・為孝・宣秀・永宣ら九人の参加。この七百首題は、白河殿七百首(群書類従卷一五所収、文永二七)をいう。この一人七十首は六月一日に終功。

続いて一人百首となるように、三百三十首題に向かった。ただし、「永宣卿来、着到和歌書之。至明日歌終功。今度人々懈怠之處一身成功神妙之由謝」(三七)や、子息の公順・公条らが七日に、政為が八日、宣秀が十二日というふう

にそれぞれ終功しているのを見ると、後半は順調にいかなかったようである。

3、イ、内裏着到百首 永正六年九月九日已来(至十二月二十日)
後柏原院御日次結題の名で、続々群書類従卷十四所収。実隆・公条父子、政為・為孝・雅綱ら十六人が参加。当時の宮廷歌壇の代表者による一大盛儀であった。二十日に竟宴が行なわれたが、前日の女房奉書(公記三九の条)に、院の喜びのほどが述べられている。

なお、卷十六の6「着到百首和歌 永正六年九月九日」は、後述するように、公条の作品である。また、続々群書類従本をみると、最後の十九・二十日の分に、それぞれ四人、十一人の詠が欠けている。実隆と公条は完遂している。

4、イ、一夜百首 永正六年十一月一日

「今夜守庚申一夜百首和歌詠之、相公并西室」[] 令詠了。予七半時程終功、兩人天明程詠終云々」(公記二二)

とあるように、庚申の夜に子息の公条と公順と三人で各百首を詠じたもの。

公条の百首は、称名院家集(架蔵)にはいっている。

卷九

1、イ、内裏着到百首 永正八年三月三日已来(六月十四日)

政為・季種・元長・永宣・済継・康親らとの八人の詠である。(公記三三、三六、再昌草三三ページ) さらに為広・宣秀が参加するかの話があったが、内閣文庫蔵柏道冷集(201318)にも「御人数八人」とあるので、加わらなかったようである。

2、イ、独吟百首 永正九年二月(十三日)

戸部卿 堯孝法印撰偏題

ロ、点民部卿入道 盲見二十六首

公記(二五、二七、二九)再昌草(三三ページ)により、十三日に大概治定、為広に合点を十九日に依頼、三月一日に返事を得ていることがわかる。「堯孝法印撰偏題の由来については未詳。

3、イ、百首 永正十年九月(九)日

ロ、右重陽以来之日課也……臘月十九日

堀川院太郎百首題を用いた。あと書きに「予自少年数度雖綴之、其草悉紛失畢」とあるように、古来百首題の濫觴とされた有名なもので、早くから手がけたものである。このころ公記欠。

以前の例として、長享三年二月(三三歳)に「堀川院百首題独吟、一兩日以前終功、詠草今日遣基綱卿許了」(公記三三)ものや、このあとの、永正十六年十二月の詠(卷十の4)などがみられる。

卷十

1、イ、百首 延徳(元)年冬独吟 定家卿 文治二年仙洞初夏百首題

内舍人海門清 実隆卿作名

ロ、点者姉小路宰相基綱卿四十九首

基綱の参議時代は、文明十三年三月から延徳二年六月まで。従って延徳が信用すべき語とすると、元年のみが該当する。公記に直接の記事はないが、九月九日を期して着到を始めようとし、榮雅に百首題を乞うている。(公記元・九、同・三)これが該当するのかもしれない。

基綱にこの年二月百首詠をみせ(三・五)批評をうけている(紙背文書、公記卷十、翌ページ)ように、基綱と実隆との交は盛んであった。十四歳年長、歌人としては先達である。

詠歌中、「御屏風」と注記のものが、春夏恋に各一首ある。未詳。また、「内舍人海門清」なる作名についても。

2、イ、夏日百首和歌 明応(五)年独吟

定家卿四文字題

(明応五年、自三月三日至五月十五日)

藤川百首(定家)と世に称されている、結題百首である。聴雪集などに「難題百首」と録されているように、古来難儀とされたもの。

「今夜百首和歌 定家卿結題自終功了」(五・五・十)と公記に記されている。

3、イ、冬日詠百首和歌 明応(五)年 秋独吟、定家卿九月十三夜内大臣家百首題

口、右去年重陽以来四季詠之其後懈怠。

越年……明応第七初陽九日

(自明応六年九月九日、至明応七年一月九日)

聴雪集などにも「明応五年百首」としているが、あと書きにあるように、六年から七年にかけての作である。公記には次のように記入。

「去年重陽以来百首不終功之間、兩三日詠之、今日 [] 大概先終功、企中書了」(明応七・正・六)

なお点者の明記はないが、十三首に合点がある。紙背文書の基綱の書状(公記卷十、翌ページ)中に「去年御清書候百首、済継朝臣持参返納事申付候」とある百首は、去年つまり明応六年のものをさす。公記によると、明応六年の百首はこれのみであり、重陽より詠じたので六年の作と言えるので、当時交流の盛んだった基綱の合点と考えることができる。

4、イ、百首和歌 堀川院初百首之題 五夜間詠之

口、永正十六年十二月六日 寅旦師中納言談曰今曉夢余詠百首和歌巻頭分

明記得云々……至同十日五更偶終其篇……

板本はこのあと書きを、3のあと書きにすぐ続けている。そのために、3と5のともに明応年間の百首の間に、永正十六年の百首が混じってしまった。板本

の誤りというよりも、定数歌集の写本の罪によるもので、写本や板本の編次過程を知る一つの材とみるべきことができる。

公記は欠、再昌草に「自去六日至十日百首和歌詠之」(六・四ページ)とある。

5、イ、春日陪春日社壇詠百首和歌 年月日可尋記 慈鎮和尚題 從二位行

權大納言行侍從 実隆

(明応五年閏二月)

聴雪集なども「春日法楽四季題百首」とあるのみで、年月の記載はない。官職からいうと、明応二年正月以降、文龜二年正月までの九年間である。この間の春日社参のおりとその題名から考えられるので、関係記事を公記に求めると、明応五年閏二月が浮かびあがる。お湯殿の上の日記にも、「侍從大納言春日へ社参とて御いとま申さるる」(二・十)と記されている。十三日より廿三日まで南都滞在。その間奉納、社壇詠のことは見えないが、帰京後のところで、公記に、

「道堅法師来、春日法楽百首令見之了」(三・五)

「以前春日社奉納百首令清書之了」(五・五)

という記事があるので、この時の詠とみて誤りはないと思われる。(注)

なお、歌をみていくと、述懐の一首目に、

かそふれはことし七のむつきたつ春のかすみに身をそおとろく

とあるのは、七年前の延徳元年三月に没した義尚をしのぐことと思われる。

注 公記は三月一日より十四日まで欠。そのあとすぐに、道堅に見せたの記がくる。この間に詠じ終え整理したものと思う。

慈鎮和尚の詠百首和歌(拾玉集卷四)参照。

卷十一

1、イ、詠百首和歌 春日社法楽 大永五年二月 堯空

聴雪集などにも「大永五同法楽百首」とある。公記は欠。再昌草にも記載はない。詞書を信じておく。

ただ、歌題が、春十八、夏十二、秋十八、冬十二、恋十、雑三十と、珍しい形である。

2、イ、詠百首和歌 堯空

ロ、享祿四年三月以春日祭勅使御次道遙院法樂也、三月四日より至八日五ヶ日之間詠之云々以自筆書写之。同校合同年五月十日。

奥書きは実隆の筆でないが、時代を経てのものでもない。内容のことは、公記の記述に照合する。(三・九、三・十二) 甘露寺伊長が参向した十一日に托している。

3、イ、文龜三年自桃花節禁裏着到和歌(至六月十四日)

後柏原院との計二百首が、一題のもとに二百首ずつ収められている。柏道冷と三者が尊重され、やがては三玉集成立となるわけだが、こうして特に書き抜かれて流布し、そのまま実隆の定数歌にとじこまれたのである。

公記(三・六、六・四)、再昌草(六・一)に記されている。それによると、寛正撰百首題を用い、季経・俊量・元長ら十人が参加している。

寛正撰百首題は文正百首と呼ばれるものの題のことで、寛正六年の第二十二代勅撰和歌集編さんの資料として課されたもの。垂槐集に所収の雅親の百首、他にも数種あることを井上氏は報告されている。(前掲書、二二二頁一六頁) なお、後柏原院の百首は、内閣文庫などに蔵されている。(20132)

卷十二

1、イ、文龜三年九月九日已来公宴(至十二月十九日)

前と同じく後柏原院との二百首。公記によると、政為・季経・俊量ら十人が参加。(九・九) 禁裏着到である。

2、ロ、永正三年後五月十八日、侍従大納言家着到百首和歌人数八人之内拔写了

(永正三年 自五月十八日至八月二十九日)

前と同じ形で、政為との二百首である。八人とは、このほか公条・為孝・済継・宣胤・頼亮らであることを、公記から拾うことができる。後五は五。再昌草(三・五、三・一)参照。

3、イ、名所百首和歌

ロ、右百首題依難為風情往年以来未詠之、爰去年冬比道堅法師為聖廟法樂一夜詠之。……件草一見不堪吟興試綴連之早卒初一念……永正十年正

月二十日

あと書きにより詠歌の事情がわかる。道堅との二百首である。再昌草に記されている。(三・一) (三・一)

名所百首題は、順徳院内裏名所百首(群書類従卷一七)のこと、やはり難題とされたものらしい。実隆も五十八歳にして、しかも道堅に刺激されて詠じたのである。「風体言語頗狂忽不可他見而已」とあと書きに記している。

卷十三

1、イ、五十首

(文明十五年十一月?)

詞書にただ五十首とあるのみで、確証は得られない。ただ、百首詠などに比して五十首は少ない。巻七の1のように早い時期のものかと思われる。

公記をみると、次の二種が目につく。文明十五年と明応七年とである。前者は和歌打聞きのころのもので、「向大納言入道許、今朝五十首詠草合点被返」文明十五年「一卷中書遣姉小路□」(同十・四)「返送之」(同十・五)「室町殿和歌年内可詠進之由存之間、今日如形清書之」(同十・六)「参室町殿、……五十首和歌同持参之處、暫被召留」(同十・七)と公記に記されているもの。後者は、「春日社法樂百首題内五十首可詠之由姉小路相公命之」(明応七・六)

「春日法樂愚詠五十首大概詠出之」(同六・六)

とあるもの。これらを歌題の方からみると、前者は、春十二、夏七、秋十二、冬七、恋六、雑六の形で、後者や、このあとの五十首のように百首を両吟したというものではない。拾遺愚草や玉二集にみえる五十首和歌の構成である。さらに、後者は後述の5の五十首と思われる。全く関連記述をもたないこと、五十首以下の最初にあること、そうした巻七の1との類似性から、文明十五年末の五十首とみておく。

2、イ、五十首 春日社若宮奉納百首、姉小路宰相基綱々両吟之内拔書

明応七(年)十二月(五)日四十五歳

(自十一月廿九日至十二月一日)

公記に記事がある。(明応七・五・五) これは実隆の分の五十首のみであるが、寄書きした百首が巻十六の1として重出している。

なお、「文明明應百首」(内閣文庫201328)、「文明度度百首」(伊達文庫911254)にも収録。先代御便覧第二十八冊にみえる五月十二日は、十二月五日の誤りか。

3、イ、結題五十首和歌 文明十六年七月十六日

公記欠。義尚が和歌打聞きのころ、一人五十首、二十名の者に詠進させたもの。堀川百首の題を、うまく結題としたもの。(井上氏前掲書三六ページ参照)紙背文書(公記卷十、三二ページ) 杉原宗伊の書状(七月二十五日付け)中に「室町殿より被申候五十首……引享候て懸可返進申候」とある五十首である。なお、大永四年十月に「常徳院殿打聞時五十首題自一日始、同八日如形終功」(公記一六、再昌草六二ページ)したのが、これと同じ五十首題かと思われる。作品は不明。禁裏に献上している。

4、イ、詠法文五十首和歌 天文初元九月尽日 七十九歳。

ロ、此法文和歌後土御門院三十三回前四十八日勤行之間連々綴連之……

公記欠。再昌草にも記入がないが、般舟院に参り、山陵を拝して歌を詠じたことが記されている。

5、イ両卿百首 春日社法楽云々

(明応七年六月六日)

実隆の分の五十首。基綱のは先代御便覧二十八所収。道堅詠草(彰考館巳10)にも。

1の五十首で触れた五十首であろう。前記の公記の記述のほかに、「春日法楽五十首中書遣姉小路許了」(六七、六八)「抑春日法楽五十首早朝行水、始神事令清書之、遣姉小路許了」(六七)の文がある。

6、イ、詠源氏物語卷々和歌

ロ、右一卷天文式年十一月二十七日に、江州石山寺観音奉納。(十月五六日)

公記欠。再昌草に、世尊院公淳法師との贈答のことがでている。(1030ページ)詠じたのは十月五・六日のこと。(三六ページ)この年三月二日から行なった、素経たちへの源氏物語講釈が終わったのを記念して、石山寺奉納となったもの。

源氏物語の巻名を歌題とすることは、古今伝授にまつわる源氏講釈に付属し

ておこったのであろうか。すでに、文明十九年に「源氏物語卷々歌、今日方々賦題了」(公記二五)の記事をみ、宗祇宗師集(群書類従卷三三)にも「源氏物語巻名を題にて歌よみ侍しに、勾兵部卿宮」の詞書で、歌がでている。また、常徳院集(群書類従卷三三)にも「源氏目録にて雑体歌よみ侍しに、隠題」として、桐壺、榊の隠題の二首(文明七年四月のころの詠)がでている。「源氏物語大意」の序に「天文二年十一月道遙院実隆公、源氏物語卷々の和歌を……」と書いて「人物和歌を五十余首詠じた……」と記している書も後世ではあるがでている。(図書寮典籍解題、文学篇二二二ページ)実隆にしてできるような題詠歌である。

7、イ、彼御寺にありしうち、時々おもひつゞけしこととを、御影のうへの御製の三十一字をかしらにすへ……

ロ、右三十一首者、永正十三年九月二十八日、依後土御門院第十七回……自二十一日被執行之間、時々被遊之歎、奉仰誌之 通村

再昌草に記載されているもの。(五四ページ)公記欠。奥書きの通村は、中院氏。(天文十一年六六)承応三年(一六二二) 後水尾院、あるいは智仁親王の仰せに答えて記したものであろう。

8、ロ、右以挽歌一首之三十一字置初句之首卒綴卑詞……大永五年十月二十九日

初めに、道永(細川高国)の息六郎をいたむ歌一首、それを用いての三十一首である。実隆の歌のあとに、道永の長歌、反歌がある。

奥書きのごとくで、再昌草(七四〇七五ページ)公記(一七、一八)にも記されている。

9、イ、三十首

(未詳)

春曙や夏草の歌からみて、出家(永正五年(一五二八) 後の歌と思われるが、今のところこれ以上はわからない。

10、イ、詠三十首和歌 大永四(年)仲冬聖廟奉納。(十月十一月二十三日)公記に記載されている。(大永四十、五、六、七、八、九)北野に奉納したものである。

11、イ、詠三十首和歌

口、石山法楽、大永五年八月十九日参詣奉納之。十五夜詠十首、厥後一両日終功、不能沈吟比興々々。

公記（ハ・吉ヘ・六・ハ・九）再昌草（七・六・ページ）に記されている。

12、イ、花三十首和歌 永正三年三月十六日、三人也勅題。

後柏原院、実隆、政為の順で寄書きされた各十首の計三十首。公記欠。再昌草（三ハページ）にでている。

ただ、この十首は、部立てにも入れられている。（年次の注記はないが。）（続撰吟集のことについては、拙稿、三条西実隆と和歌その二参照）

13、イ、三十首和歌 道堅資直兩人詠之、後日前内府被和之（永正十年一月十四日）

道堅と資直の各十五首計三十首の寄書きに実隆の詠三十首を添えたもの。このことは、再昌草（四ハページ）に、「春日法楽にとおほえて」と注記されている。

卷十四

1、イ、詠三十首和歌 細江漁叟 基綱イ 報贈細江漁唱三十首和歌 山城

介都知音 実隆イ

（文亀二年〜三年？）

各三十首、計六十首の贈答である。基綱が細江と号し、実隆が都知音と号していることからみて、基綱が、飛州に在国している時のものと考えられる。明応八年六月以降文亀元年三月まで公記が欠けているが、八年の十二月に飛弾にくだったこと、政家記、宣胤記にみえる。文亀元年五月五日の公記にいたり、「済継朝臣自飛州一昨日上洛……父相公状持来」と動静が書かれ、翌二年一月、位山（岐阜県大野郡の南部にある山、一五二九メートル）特産のいちいの木で作った笏を実隆に賜っていることが再昌草にある。（二ページ）やがて文亀二年七月に参議を辞し、翌翌永正元年閏三月権中納に昇ったが、翌月の二十三日に飛弾の地で没した。（公記五三）（公卿補任）（再昌草三三ページ）

その時の挽歌の中で、実隆は、

名にしおは、細江の水のみかさには此さみたれの袖はこえなん
都にものほらましかは位山ふりにしあとかひもありなん

と詠じている。（再昌草三三ページ）

さらには、この三十首の述懐の歌で、

もろともにつかへん道をゆつりをきて子を思ふやみを猶やたとらん（基綱）
雲井にもきこえさためやつかふへき道をゆつるの子を思ふこゑ（実隆）

と両者が詠じているのを見ると、基綱が、子息の済継に後事を托して辞任した心境をうかがうことができる。その辞任が、自分の生涯と重なりあった後土御門院の崩御（明応八年）に殉ずるものであったかもしれないとも想像される。

以上のことから、飛州にあり、辞任したところとしてみると、文亀二・三年ころの贈答と考えられるのである。

2、イ、二十首

（大永八年一月十八日）

再昌草（四ハ八三ページ）に、道堅に和した二十首歌があり、そのなかの九首が共通する。他の十一首は題も歌も異なる。再昌草を書写された霊元院も、「私、雪廿首之内有此歌、題組以外相違、四季恋雑也、如何」と記されている。どうしてこうなったか、今のところ未詳。

年月日については大きくずれるものでないと思うので、再昌草の日次に従っておく。

3、イ、詠二十首和歌

（天文三年七月二十七日）

十三首目、十八首目の歌が、

いましあらは鳴の羽かき百にはやあまりおほきを君にかそへん
山の井のあさくやは思ふ三十あまり三わくむまで影したふ身を

となっていることにまず注意したい。ここから、生存していれば百歳に達している人の、三十三回忌の歌とよみとることができる。しかも、他の歌の詞をみると「つくはの山」「敷島の道」「かたりしそ今も身にしむ」というのを拾うことができる。実隆が三十三回を最大限に迎えられる人となると、文亀か永正初年以前に没した人となる。こうしてみると、文亀二年七月二十九日に没した宗祇が浮かんでくるので、その三十三回の天文三年にあたってみると、再昌草の

次の記事にぶつかる。（公記は欠）これで誤りはないと思う。

「宗祇法師三十三回忌来二十九日なり。千句連歌二十五日よりはしめて、二十

七日功を終りぬ。二十首和歌独 (10七ページ)

4、イ、住吉法楽三百六十首歟、被相談亡父公詠草也

(未詳)

二十題、三十七首。五首ほどに添削のあとがある。公条の詠草を添削しつつ、自分も詠じたのか。たよるところは今のところない。

5、イ、永正十二年閏二月二十八日於石山成就院詠作、後日前内府被同之。

公条と石山寺座主尊海との各十首計二十首に、実隆の和したもの。公記欠。

再昌草 (三三ページ)

公条と尊海との詠は、称名院家集にはいつている。

6、イ、代世賀喜

ロ、明応八年二月二十二日

後出の巻十四の18と同じ。これは肖柏との寄書き二十首のもの。あとは、

実隆のみの十首である。公記欠。

7、イ、十五首

(明応七年二月二十三日)

十四首目に、「ふたたひのつかひ」の語がみえ、他に、みかさ・さは・春日野という地名が多くでているところから、春日社参の時の詠と想像される。

明応五年に下向したことは、前出の巻十の5で述べたが、公記やお湯殿の上の日記によると、翌翌七年にもふたたび下向している。(三六、三九) この時は姉小路父子も同行したが、帰京した次の二十三日に「姉小路春日社十五首和歌和之了」と実隆は書きとめている。これが該当すると思われる。

さらに傍証として、一、三首目の歌に、「雨によりさらにたのみしかひあれや」「よるの雨の雲もみなみにいつみ川」という語がでてくる。公記によると、

下向の十八日は朝から雨、木津あたりで晴れたこと、十九日は「天顔快晴……天晴風静、凡祭之儀無一事違乱、珍重々々」と、極めて天気に恵まれたことを記している。この天候と歌の内容とが符号するのである。

8、イ、十五首

(天文二年八月十五日)

再昌草 (10三、10三ページ) に記載されている。資直の詠に和したもの。部立てにも重出。秋の題十五首である。

9、イ、詠十五首和歌

(享禄三年三月四日)

公記、再昌草 (三三ページ) により年次がわかる。青蓮院宮(尊鎮入道親王)の願いによるものである。

続撰吟集三云

10、イ、愚亭へ入道前内大臣実隆公九月十三夜きたりて……申送られ侍るうた

十三首 堯空

(永正十七年九月十三日)

再昌草 (三三ページ) にでている。公記にも、十三日に徳大寺家にでむいたことが書かれている。詞書が実淳となつて注意。

11、イ、文亀元(年)九月十三夜難言冠置一字 北仙樵上

御返し程へてたてまつりし

この事を聞き召て御製を座主の宮にたまはせし

十月三日この御製かたしけなきよし申されて 堯胤上

後柏原院の「なかつぎのとをかあまりみよ」の十三字を、一字ずつ冠においての十三首に対し、実隆がお答えし、さらに院の、梶井宮堯胤法親王に賜いし

十三首、それへの返歌一首、計四十首の贈答である。

ただ、公記に「抑今日昨夜以六字名号置句上有御製和歌」(元十)とあるが、十三字の誤りか、または別の歌もあったのか。この間の贈答のことは、公記にでている。

12、イ、北野奉納十二首和歌 明応九年正月 宗祇八十歳

公記、再昌草ともに欠。明応九年は宗祇が八十歳。このころは在京していた。(注)

宗祇の長寿への賀の歌十二首である。

13、イ、長享三年七月四日姉小路相公之室家逝去哀傷侍清重相被送十詠其詠云

亜槐実隆

返し 諫議大夫

長文の詞書を伴う、基綱の妻の死にまつわる贈答である。その死は五月二十七日。公記(五三)紙背文書(巻下、三三ページ)の基綱の書状(六月廿日付)に「昨日迎芳信之時節……先度十首も事により候ひて……いかてか御和をたてまつり候はてはと存候も」といった語が見えている。さらに七月四日付けの書状

(同表ページ)もある。詞書の七月四日は、この便りの時の日付から出たと考えられる。

実隆は、基綱の便りの芳信とある語のように、二十七日に瓜を送ったりしているが、それより早く「以書状弔基綱卿亡室之事」(公記六六)とあるので、この時挽歌を遣したかと考えられる。

14、イ、同兩卿明月之詞云 重台府実隆卿 和答諫議大夫基綱卿

(長享三年・明応八年)

論の詞書と歌、各十五首。同の字と両者の署名からみて、13と同じころかと思われる。

実隆の大納言時代は、長享三年二月から永正三年二月まで、基綱の参議時代は、文明二年三月から文龜二年七月まで、従って上限が長享三年、下限は文龜元年の十三年間、さらに言えば、巻十四の1でみたように明応八年ころまでしぼれるが、公記には該当記事がみえない。一応この範囲内とするよりほかないが、長享三年に近いころとみておく。

15、イ、十首 春日祭法衆 永正十一年(十一月二十五日) 六十一歳

公記欠。再昌草(三三ページ)にでている。そのうち二首は部立てにも重出。

16、イ、詠十首和歌 常桓第三回忌 天文二年(六月八日) 入道相国贈

答有之略之。

公記(天文二六) 再昌草(三〇六ページ)に記事がある。入道相国は実淳のこと。ただ、再昌草所収の十首に対し、ここには終りに一首付記されて十一首となっている。定数歌十首の贈答の際のが付記されたのであろう。

常桓は、細川高国のこと。

17、イ、十首 永正十三年(四月十八日) 六十三歳

公記欠。再昌草(三三ページ)にでている。四月十三日に出家してのすぐの詠で、石山寺参詣のおり、座主僧正尊海と詠じた二十首のうちの、実隆の分十首である。

18、イ、十首 明応八年(二月二十二日)

肖柏兩吟二十首之内拔書之 水無瀬社法衆 此十首重出

注記のように、巻十四の6、代世賀喜二十首のうちの実隆の分十首である。

卷十五

1、イ、春日陪春日社詠十首和歌 正二位行権大納言侍從藤原朝臣実隆

(文龜二年二月二十七日)

公記欠。再昌草(三三ページ)にでている。「道すがらおもひつけし事を」

慈悲満行菩薩の、かな十文字を冠にのいての十首である。

2、イ、十首 道堅法師へ返歌

(永正元年閏三月二日)

後出の8、道堅との二十首のうちの実隆の分である。公記(永正元・二三) 再昌草(二六ページ)に記事がある。道堅をさそい、禁中に花をみての詠である。

3、イ、十首 大樹依仰詠遣之

(永正元年六月二十八日)

公記欠。再昌草(三三ページ)に記載されている。將軍義澄依頼の、義尚筆 菊二十首題の半分を詠じたもの。あと半分は為広が詠進している。紙背文書の中に、依頼の状がある。(公記卷三、三〇ページ)

十首のうち九首だけが部立てに重出。

4、イ、永正九年正月前内府試筆

(永正八年正月二日)

再昌草(三三ページ)にあり、九年は八年の誤り。そのうち三首は部立てにはいっていない。

5、イ、おなし比道堅詠十首又前内府和答

(永正八年一月二十日)

「おなし比」は前の4をうけている語。公記(永正八・正廿 再昌草(三〇六ページ)に記されている。道堅との寄書き二十首である。

6、イ、永正十年正月一日 公条卿試筆前内府被和之

公条と実隆の各十首計二十首の寄書き。公記欠、再昌草にでている。(四九ページ)

7、イ、同比道堅詠十首 住吉法衆 前内府被和之

(永正十年一月十三日)

公記欠。6の答和のすぐあと、再昌草にてている。各十首、計二十首。そのうち三首が部立てにはいつてゐる。

8、イ、月日 禁中の花をみて前のおとゝによせ侍りけるとなむ 道堅

返し 此十首重出 前の内のおとゝ

(永正元年閏三月二日)

前出巻十五の2と同じもの。ここは道堅との二十首を収めている。

9、イ、住吉十首

(大永四年四月十九日)

公記(大永四年四月十九日)再昌草(三〇七ページ)に記入がある。高野参詣の途次に奉納したもの。(後出の20と21を参照。)

10、イ、八景 (二組)

(明応十年三月十八日)

(享禄二年十一月中旬)

瀟湘八景歌である。前者は宗祇に送ったもの。(再昌草(二五二ページ)(公記三六)後者は、恵教房の所望により詠じたもの。再昌草(二二二ページ) 公記十四日の条に、「恵教房斎食請伴」とあり、この出入りのころの依頼であろう。

11、イ、七首七夕言志
(文龜元年七月七日)

二、三首目の詞からみて、諒闇中の作とわかる。七首目をあげてみよう。

あたらしき天つひつきのひかりにや星合のかけもちよを契らん

後土御門天皇(明応九年九月崩御) 後柏原天皇(大永六年四月崩御)のいずれかのおん時のものである。

後者の場合、大永六年には七夕詠をしていない。(公記、再昌草によると)七年は詠歌を再昌草にのせているが、歌詞は別。それに対し、前者の後土御門院の時は、文龜元年に「詩一首、七首和歌法楽之」(公記七七)の記をみる。(この年の再昌草は三月の月次歌以降が欠けていて、そこに証は得られない)公記ではさらに「抑一首和歌可有御張行歟、但長享度如何之由被尋下」で、愚記を引勘、「依諒闇無御案并御会之由」申入れたことを記している。(公記長享二・七の記参照。五月二日に国母、嘉樂門院崩)かくて一首詠進もなかったので、ひと

り実隆が、法楽として梶の葉を詠じたものと考えられる。

12、イ、七首 天文二(年)七夕手向歌

二組ある。前者は詞書どおりで、再昌草(二〇七ページ)、公記(七七)に書かれている。「素経法師七首歌よみし」に和したものである。

後者の七首については全く手がかりがない。再昌草にも記入のないことからみて、明応九年以前の作かと考えられる。

13、ロ、右和歌七篇唐律三絶卒答佳製以呈卑懷云 堯空

(享禄元年九月九日)

和歌七首と七言絶句三首である。詞書はない。歌詞、詩句からみて、所は奈良、時は重陽の九月九日とわかる。たとえば二首目の「なくしかやみたれたる世のとふひをも」詩中の「菊花無処賞重陽」など。しかも「故人寄信鴈声新」により返信の詩歌とわかる。

以上に該当するものを求めると、享禄元年の重陽に、奈良在住の実淳とのことが、公記(二七六・二七七)再昌草(二六六・二六七ページ)にでてくる。

なお、後出の15が、実淳からの信である。

14、イ、入道前のおほきおとゝ二七日念仏のうちにおもひつゝけ侍し 堯空

(天文二年九月七日)

再昌草(二〇三ページ)に記載されている。七字名号の七首。実淳は、八月二十四日薨。

15、イ、ならにくたりてはへりしとき入道内府のもとへつかはしける 入道前

続撰吟集一云
太政大臣殿

(享禄元年九月九日)

前出の13の七首と対照させてみると、君とみし秋やむかしの世かたりをいふかひもなき袖のうへの月 (実淳の一首目)

なかめわひ馴こし月の世かたりをこたえぬ袖の露にかそへて (実隆の一首目)

のように、うけこたえのはっきりとわかる贈答歌であることをしる。

年次順に考えると、15、13、14となるべきもので、このあたりに、写本、板本の粗雑さがある。

16、イ、文亀元年九月二十八日、後土御門第一回、弥陀の名号を……御製
実隆上

後相院との各七首計十四首の名号歌である。公記によると十八日に詠じているが、二十八日の忌日を詞書にとっている。

17、イ、永正九年(九)月 後土御門院十三回聖忌内府詠のなかうた

「なむあみたふつ」を折句にしての長歌と反歌一首。道堅に示すと、三如来二菩薩の名号を折句にして詠じてよとしたので、再び二菩薩の名号をよみこんだ七首と長歌、反歌各一。後者は十月中旬の詠。再昌草に記事がある。(四四、四四ページ) 公記欠。

18、イ、永正十一年十二月五日 就山和尚七回追善

公記欠。再昌草(四四ページ)にでている。六喻歌である。道堅の詠に和したもの。

19、イ、天文二年(八)月(十五)日之詠五首

部立て(卷三、卷六)にもでている。素経法師が三首詠を示したので書いたというもの。再昌草(四三ページ)にでている。

20、イ、天王寺五首

(大永四年四月十九日)

前出9の住吉十首に先んじて、天王寺に奉納されたもの。公記、再昌草(四三ページ)にでている。

21、イ、四月の比……(下略、以下高野参詣日記)

(大永四年、自四月十九日至五月三日)

群書類従本(卷三)と、本文の異同はほとんどない。再昌草では、歌と連歌の部分のみ、詞書を添えて、三十五首と三句が抜き書きされている。(三七ページ)

なお、漢文の参詣日記(未刊)が、再昌草の付録「五十首已下抄」に収められている。(伊地知氏再昌草解題参照) 公記がこの間欠けているので、その分にあたるのであろう。

卷十六 従是已下異本

1、イ、春日若宮法楽 裏書云此百首和歌有瑞夢所令奉納也

卷十三の2と同じ。これは基綱との寄書きの百首である。

2、イ、詠百首和歌 文明六年秋(八月) 点欠

ロ、左兵衛督雅康卿点也 僻案愚詠十二首

公記八月十二日の条に「百首愚詠今日令清書」とあるもの。合点はすぐ得られなかったらしく、翌七年十二月三日の条に「自右兵衛督許去年独吟百首合点送給了」とあるように一年余のちに入手している。続いて十二月二十四日に「入夜去秋独吟百首密々備覧」の記がある。ひき続いて後土御門院の点を仰ぎ三十六首に得点したのも、同じ百首だろう。

3、イ、内侍所御法楽八百首和歌之内御当座

文明十三年十月五日

公記欠。この会ことは、親長卿記、お湯殿の上の日記などにでている。一日百首詠で、参加者は八人。通秀・親長・秀経・為広・基綱・季熙らである。午前十時ころから夜半に及んだという。(親長卿記)

板本には、恋と雑各一首が欠けている。

4、イ、百首 永正二年八月二十日(至十一月三十日)

家の着到百首である。公記(六、七、八)再昌草(二、三、四ページ)に記されている。政為・済継が参加している。

5、イ、着到百首和歌 永正五年九月九日(至十二月二十日) (公条の詠)

公記に記載がある。(九、十、十一)禁裏着到百首である。ところが、これは称名院家集所収の百首と同一。公記には、

「自今日着到百首和歌、公条卿被召加御人数、今日則詠進了」(九九)

「禁裏着到百首今日終功、宰相初而被加御人数、無為詠進尤令祝着也」(一三三)と書かれ、その百日間、実隆が着到を行なったという記事がない。再昌草にも記されていない。これは、次の6、7の百首と同じく、公条の詠が誤られたのである。

それについて、次のようなことを発見した。

「着到百首和歌 永正五年九月九日全」(内閣文庫蔵 201327)の奥書きに、次の文がある。

「此一帖遣遙院殿堯空御詠也、前右大臣公条公之以御自筆之本写之校合了」早くから、公条の百首が、どうしてか実隆のものとされていたわけである。そ

のため、卷十六の異本の部とはいえ、雪玉集に混入するに至ったのである。

6、イ、着到百首和歌 永正六年九月九日

これも公条の作である。実隆のは卷七の3に既出。称名院家集に所収。公条の二度目の禁裏着到百首である。

7、イ、着到百首和歌

(未詳)

卷十三の2、卷十六の1と同題のもの。これも称名院家集に所収のもの、公条のものであろう。卷十三の2は明応七年の詠、時に公条は十二歳であり、また詞書の着到を信ずればあてはまらない。

この百首題は、公記（明応乙・土・四・土・吉）によると大閤冬良に依頼して得ている。同題の百首は、有名な堀川、藤川というのを別にする、いくつも存在しない。称名院家集では、後奈良院の時の着到百首の次に収められているので、明応七年の法楽百首題をかりて行なわれた、後奈良院時代の公条の着到歌であらう。

結 語

魯魚の誤りの多いことを恐れているが、心ある方の御批正を得たい。自分としては、前稿と合わせて、実隆の歌についての基礎的な一応の段階がすんだものとして、今後は実隆の歌の内質、文学史上の位置について考えをまとめていくつもりである。

* 助教授 一般教科

昭和四十年十二月三日受理